

中堀 博司 (西洋史学)

中世後期フランスにおける諸侯直轄領の管理
—ヴァロワ家ブルゴーニュ公国南部を事例として—

本論文は、中世後期フランスの一領邦国家であったブルゴーニュ公国を対象として、主としてその直轄領管理を検討することにより、同時期領邦レベルで進行していた行政制度の進展をあとづけようとしたものである。

具体的には、中央行政については、ディジョン会計院の会計簿、同じく業務日誌に類する「覚書」、在地行政に関しては、サラン製塩所の「職務規程」等の分析によって、行政組織の運用実態や役人の具体的活動を検討した。

論文は、ディジョン会計院を対象とする第1章から第3章、サラン製塩所をめぐる諸問題に関わる第4章および第5章からなる。序論および結論のほか、総計40にのぼる図表、地図、グラフ、11頁にわたる史料ならびに研究文献目録が付されている。

序論では、近年のフランス学界における、中世後期領邦および会計院研究の動向が述べられ、地域の秩序化拠点としての領邦会計院と、会計院が担当した直轄領行政の重要性が強調される。最後に、研究の時間・空間的枠組みが提示され、論文の構成が予告されるとともに、主な検討史料について解説される。

第1章は「領邦会計院とその機能」と題され、公国南部の行政的中心としてのディジョン会計院の確立過程が述べられる。会計院創設の経緯、および会計監査業務の具体的展開をあとづけるとともに、ブザンソン会計院設置計画とその破綻が検討される。

第2章「オフィシエ集団—『覚書』からみた領邦—」においては、ディジョン会計院における役人(=オフィシエ)の就任宣誓の記録から、中央および地方役人の交替を、会計院が体系的に掌握していた様子が明らかにされる。

第3章「領邦統治と情報伝達」においても、ディジョン会計院が、公国南部の行政的中心として機能していたことが、実務における役人の活動の追跡によって明らかにされる。具体的には、役人の出自の検討、および、戦費の調達を目的とした、ある財産醸出命令への対応を事例として、中央と在地を結ぶ実務の流れが検討された。

第4章「直轄領管理—サランの伯直営製塩所の事例—」は、質量とも、本論文の中核をなす部分である。公国におけるサラン製塩所、ならびに塩税の重要性を確認したあと、製塩所に関して伝来する、時期の異なる3つの職務規程関係史料が比較検討される。その結果、製塩所経営が領邦会計院のもとに統合されていくこと、そのなかで、役人がテクノクラート化すること、さらには、これらの動きと関連して、領邦南部への塩の供給・販売を前提とした、より効率的な生産・供給システムが展開したことが解明される。

最終章「直轄領と封」においては、製塩所利権が、封およびラントという二重の性格を有したことから生ずる利権受益の錯綜状況と、これに対する行政組織の対応が検討される。フランスの内戦を背景として、公と封建関係を結んでいた貴族たちが、受給していた封=ラントを没収あるいは支給停止された事件の詳細な分析により、このような状況下にあっても、製塩所=バイイ管区(在地行政)=会計院という領邦行政組織は、文書主義による領邦統治の制御機能を果たしていた様子が解明される。

結論では、本論での検討結果があらためて総括されるとともに、今後の課題が述べられる。

本論文は、近年注目を集めている「近代国家」生成過程の行政制度に関して、法制度の具体的運用(役人と実務の具体相研究)という新しい観点から取り組んだものである。未刊行を含む大量の史料を体系的に収集・分析することにより、未解明であった多くの問題を明らかにした独自性豊かな実証研究として、学界に資するところが大きいといえる。

以上のことから、本調査委員会は、本論文の提出者が博士(文学)の学位を授与されるに十分であると認める。